解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

高知県四万十市右山三三六番地二

特定非営利活動法人四万十学園

清算人　有友　敏雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号浦和合同庁舎

社団法人埼玉県技能士会連合会

代表清算人　生川　朋

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年一月十九日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

埼玉県行田市大字斎条一〇二七番地三

清算法人斎条土地改良区

清算人代表　小林　宏价

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

東京都杉並区上荻四丁目一四番三一号

特定非営利活動法人21世紀のお米と水を考える会

清算人　友松　純一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

東京都港区六本木七丁目三番一二号

下連雀住宅マンション建替組合

代表清算人　戸田　宗夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十五日開催の臨時総会の決議により、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月七日）の翌日から本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

愛知県岡崎市康生通二丁目四七番地

特定非営利活動法人夢大地

清算人　日比野啓二

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十二年十二月九日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

岡山県久米郡美咲町原田一七三五番地

清算法人中央開拓土地改良区

代表清算人　池上　寿男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

滋賀県大津市におの浜四丁目一番一四号

社団法人反差別国際連帯解放研究所しが

代表清算人　上杉　孝實

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月二十七日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月九日

福岡市西区橋本一丁目六番一〇号

福岡市橋本土地区画整理組合

代表清算人　柴田　榮一

公益信託三菱化学研究奨励基金平成二十二年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十二年度事業として、小谷真也他計二十一名に対し、計千九百九十四万二千六百二十四円の助成事業を行った。

本公益信託は、信託財産が消滅したことで、平成二十三年一月十四日終了した。

平成二十三年二月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託三菱化学研究奨励基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

愛知県あま市中橋郷東一八番地の二

破産者　フジタ技研株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二二年（フ）第二二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九八、二三七、九〇〇円

（内優先債権　金二、八九一、四四四円）

一、配当することのできる金額

金一四、三九七、四二〇円

（内優先債権　金二、八九一、四四四円）

平成二十三年二月九日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四号リバーパーク丸の内四階

破産管財人　林　和宏

配当公告

長崎県平戸市田平町山内免一〇三番地

破産者　田﨑　善美

右の者に対する長崎地方裁判所平戸支部平成二十二年（フ）第三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四六、九一五、一二一円

一、配当することのできる金額

金一四、四二五、八九二円

平成二十三年二月九日

長崎県佐世保市祇園町一二番三号

破産管財人　松尾　茂利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区郡山四丁目七番、最後の住所仙台市太白区西多賀二丁目九番二三号エクセルジオ西多賀三〇一

被相続人　亡　伊藤　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

仙台市若林区土樋二六二番地の一〇　松坂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　郷野　元之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県石川郡石川町字南町一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　根本　コメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月九日

福島県石川郡玉川村大字南須釜字古宿三番地

相続財産管理人　佐藤淳次郎

第31期決算公告

平成23年2月9日

東京都中央区新川一丁目３番17号新川三幸ビル

ロックウェルオートメーションジャパン株式会社

代表取締役　ケネス・ジェイ・コフスキー

貸借対照表の要旨　（平成22年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,458,639	流動負債	588,751
固定資産	219,103	（うち賞与引当金）	(44,585)
有形固定資産	124,260	固定負債	82,753
投資その他の資産	94,842	（うち従業員退職給与引当金）	(42,753)
		株主資本	1,006,238
		資本金	10,000
		資本剰余金	854,835
		資本準備金	854,835
		利益剰余金	141,402
		その他利益剰余金	141,402
		（うち当期純利益）	(63,734)
資産合計	1,677,743	負債・純資産合計	1,677,743